

ご存知ですか？

固定資産の縦覧・閲覧制度

～4月3日(月)から、固定資産課税台帳の閲覧等ができます～

毎年、納税通知書を発送する前に、納税者の方に課税台帳をお見せする期間を設けていますが、3年前から縦覧・閲覧制度が改正になり、納税者の方のニーズに合わせてある程度情報を開示できるようになっています。4月1日より固定資産課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧がスタートします。平成18年度は評価替えや税制改正等により例年以上に税額が変化する方も多くなりますので、この機会にこの制度を活用されてはいかがでしょうか。

★例えば、こんな方…

◆ 自分の固定資産税がいくらになるのか心配で…

ご本人の固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧ができます。4月～5月の期間は台帳のコピーを無料でお渡しできます。

（注）平成18年度は、課税が旧町単位であることから課税台帳も旧町単位で作成されています。

◆ 自分の土地・家屋と他の方の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい…

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。ただし、この帳簿にはプライバシー保護の観点から所有者に関する内容は記載されていません。帳簿の記載事項等については次の一覧表でご確認ください。また、この帳簿のコピーを交付することはできませんのでご了承ください。

◆ 土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい…

土地を借りている方はその対象となる土地の部分、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地である土地の部分について閲覧をすることができます。（ただし、本人の閲覧とは違い情報開示にはある程度の制限があります。また、賃借する前の年度についても閲覧は可能です。）

◆ 今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい…

課税は19年度からになりますが、その該当する土地の部分について閲覧することができます。

◆ 自分の土地や家屋の評価内容を詳しく知りたい…

課税台帳の閲覧は勿論ですが、その評価の内容（路線価、標準宅地の位置及び価格、評価法等）について詳しく説明を求めることができます。

縦覧、閲覧の期間、場所、対象者とその範囲、その際に必要なもの等は以下の一覧表のとおりです。

◎**縦 覧** 趣旨：固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。対象者は納税者の方に限られますので、ご了承ください。

期 間	4月3日(月)～5月31日(水) 午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝祭日を除く		
場 所	税務課窓口（下野市役所国分寺庁舎1階）		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 （代理人又は納税管理人）	土地価格等縦覧帳簿	所在（地番）・地目・地積・評価額
	固定資産税の家屋の納税者 （代理人又は納税管理人）	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積 ・評価額
必要なもの	・納税通知書または課税明細書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。 ※代理人の方は上記のほかに、委任状の提示が必要です。		
手数料	無料です		

◎**閱 覧** 趣旨：自己の資産の価格、課税標準額、税額、評価方法等を確認するために、その情報を開示するものです。また、借地人・借家人等も借りている土地・家屋の閲覧をして確認することができます。

期 間	4月3日(月)から通年 午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く	
場 所	税務課窓口（下野市役所国分寺庁舎1階）	
閲覧できる人とその範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	①固定資産の所有者 ②土地を有償で借りている人 ③家屋を有償で借りている人 ④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	所有している固定資産 借りている土地 借りている家屋及びその敷地である土地 権利を有する固定資産
必要なもの	・納税通知書または課税明細書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。 ・「閲覧できる人」のうち、上記の②③④に該当する人は、それらを確認できるもの。（賃貸借契約書等） ※代理人の方は上記のほかに、委任状の提示が必要です。	
手数料	30分につき300円、写しは1枚につき300円（ただし、縦覧期間中の本人による閲覧は無料です。）	